# 認可外保育施設感染症対策保育料助成事業のお知らせ

八重瀬町では,新型コロナウイルス感染症対策として、家庭保育が可能な場合は認可外保育 施設の利用を控えるよう要請等したことから、町から利用者に対し、家庭保育へ協力いただいた 日数(以下「対象日数」という。)分の保育料を助成いたします。

## 1 対象者

町の要請等の期間において、次の条件を満たす者。

町内在住で、令和4年4月1日時点の年齢が0歳から5歳の認可外保育施設(企業主導型保育施設を除く) を利用している子どもの保護者(施設等利用給付認定を受けた者は除く)

#### 2 対象期間

令和4年4月1日以降、陽性や濃厚接触等に指定され、登園自粛をした期間。ただし,各施設で独自 に閉園していた期間は除く。

#### 3 提出書類

- ・登園日数証明書(利用施設からの発行書類)
- \*様式は町HPへ掲載してます。
- 認可外保育施設感染症対策保育料助成金交付申請書兼請求書
- \*様式は町HPへ掲載してます。
- ・振込先口座確認書類(通帳又はキャッシュカード等のいずれかの写し。)

### 4 請求受付期間

受付期間:令和4年6月1日(水)~令和5年3月31日(金)まで

\*平日8:30~17:15の間。(12:00~13:00を除く)

提出先:八重瀬町役場 児童家庭課

5 助成額の計算方法

町が助成する金額の計算方法は下記のとおりとなります。

〈計算式〉月額保育料×対象日数/開所日数=A

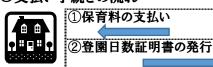
Aと助成上限額(0歳~2歳は42,000円、3歳~5歳は37,000円)を比べて、どちらか低い金額を助成。

例:2歳で保育料40.000円だった場合、、、

4月の開所日数 25日 対象日数 20日

計算 40,000円×20日/25日=32,000円(10円未満切り捨てします。) 42.000円≥32.000円なので、32.000円が助成されます。

- 6 支払い方法は、償還払いとなります。
- 〇支払い手続きの流れ





③登園日数等証明書と 助成金交付申請書兼請求書を退出 ④助成金支給決定通知の送付及び 助成金の支払い



施設

保護者

八重瀬町